

事業計画概要書に対する意見書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画概要書に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第34条の規定により、次のとおり提出します。

事業計画者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地 (積替保管場所) の面積 m <sup>2</sup> 埋立 (保管) 容量 m <sup>3</sup>
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者 (1 又は2に該当する者を除く。) 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者 (1 から3 までのいずれかに該当する者を除く。)
△周辺地域の範囲及びその根拠についての意見	
△関係市町村長及び関係住民の範囲及びその根拠についての意見	
△事業計画概要説明会の開催の日時及び場所についての意見	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。(市町村長が意見提出者である場合を除く。) 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合にあつては、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画概要説明会終了報告書に対する意見書  
見解書に対する意見書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画概要説明会終了報告書(見解書)に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第3項(第43条)の規定により、次のとおり提出します。

事業計画者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	$m^3$ /日 ( ) 時間 $t$ /日 ( ) 時間 $m^3$ /時間 $t$ /時間 埋立地 (積替保管場所) の面積 $m^2$ 埋立 (保管) 容量 $m^3$
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者 (1又は2に該当する者を除く。) 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者 (1から3までのいずれかに該当する者を除く。)
意見の内容	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。(市町村長が提出者である場合を除く。) 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合には、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画に対する意見書

年 月 日

殿

住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第41条の規定により、次のとおり送付します。

事業計画者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 $m^2$ 埋立 (保管) 容量 $m^3$
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者 (1 又は2に該当する者を除く。) 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者 (1 から3 までのいずれかに該当する者を除く。)
意見の内容	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。(市町村長が意見提出者である場合を除く。) 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合には、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見の内容は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画概要説明会終了報告書に対する意見書  
見解書に対する意見書

年 月 日

長野県知事 殿

提出者

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画概要説明会終了報告書(見解書)に対する意見について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第3項(第43条)の規定により、次のとおり提出します。

事業計画者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m <sup>2</sup> 埋立(保管)容量 m <sup>3</sup>
意見を提出する者の区分	1 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 2 周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 3 廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者(1又は2に該当する者を除く。) 4 その他生活環境の保全の見地からの意見を有する者(1から3までのいずれかに該当する者を除く。)
意見の内容	
備考	1 「意見を提出する者の区分」の欄は、該当する数字を囲むこと。(市町村長が提出者である場合を除く。) 2 「意見を提出する者の区分」の欄の3に該当する場合には、生活環境の保全上の利害関係の内容を別紙に記載し、添付すること。 3 意見は、その理由も含めて明瞭に記載すること。 4 「意見の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。